

## 平成30年度第3回会議以降のPCB廃棄物に係る施策の進捗状況について

## 1 PCB廃棄物の処理

## (1) 高濃度PCB廃棄物等の処理

種類	処理先	処分期限
蛍光灯安定器、小型コンデンサ、感圧複写紙等の汚染物	JESCO 北九州処理事業所	令和3年3月末まで
高圧トランス・コンデンサ	JESCO 大阪処理事業所	

## (2) 低濃度PCB廃棄物等の処理

種類	処理先	処分期限
トランス、コンデンサ、その他汚染物	無害化処理認定施設（全国39施設）	令和9年3月末まで

## 2 高濃度PCB廃棄物の処理状況

(1) 高濃度トランス、コンデンサ等については、平成21年からJESCO大阪処理事業所にて処理が始まっており、京都市域内の進捗状況は以下の通りであり、廃棄終了までの目途は立っている。

	トランス	コンデンサ	PCB油
処理台数(台)	130	7,841	85
登録台数(台)	130	8,004	108
進捗率(%)	100%	98.0%	78.7%

(2) 高濃度蛍光灯安定器等については、平成28年からJESCO北九州事業所にて処理が始まっており、京都市域内の進捗状況は以下の通りとなっている。ただし、保管事業者の全体像は、まだ掘り起こし調査中のため、把握できておらず、また、JESCOにおける登録台数が多くJESCOの処理能力を上回っているため、処理が追い付いていない。

	安定器等	小型電気機器	感圧紙等	ウエス等	その他
処理重量(kg)	74,385	4,123	4	677	1,262
登録重量(kg)	204,250	10,012	1,095	1,480	4,474
進捗率(%)	36.4%	41.2%	0.4%	45.7%	28.2%

## 3 PCB廃棄物の掘り起こし調査

## (1) トランス、コンデンサ

PCBを含有する可能性が高いトランス、コンデンサについて行政への届出情報（自家用電気工作物設置届）を基に、設置者に対してアンケート票を平成29年度末までに送付したが、回答率が6割ほどにとどまっている。

## PCB廃棄物（自家用電気工作物）のアンケート回答状況

送付数	回答数*	宛先不明	回答率	備考
3,769	2,442	8	65.0%	R1.7.1時点

\* 回答数には、未届けだが既にJESCOにて処分済みを含む

回答内容	P C B 廃棄物及び P C B 含有機器の保有・使用なし	1,989
	〃 の保有・使用の有無不明	386
	〃 を保有・使用しているが未届	67

## (2) 蛍光灯安定器

P C B を含有する蛍光灯安定器が使用されている可能性のある事業用建物（昭和 5 3 年以前に建築されたもの）を掘り起こし調査するため、平成 3 0 年 1 0 月から、市資産税課の家屋課税情報及び法務局の建物登記簿情報に基づき所有者を調査し、所有者が判明した事業者に対してアンケート票を送付しているが、回答率が低く、また、宛先不明率が高い。

### P C B 廃棄物（蛍光灯安定器）のアンケート回答状況

送付対象	送付数	回答数	宛先不明	回答率	備考
17,455	17,116	3,749	1,470	21.9%	H31.3.1 時点
		3,955	1,453	23.1%	R1.7.1 時点

回答内容	P C B 廃棄物及び P C B 含有機器の保有・使用なし	2,858
	〃 の保有・使用の有無不明	834
	〃 を保有・使用しているが未届	78
	その他（未整理を含む。）	185

## 5 今後の取組

- (1) 京都市が把握している高濃度 P C B 廃棄物保管事業者の中には処理費用が高額なため処理を進めない事業者がいる。処理期限が迫っているため、丁寧に説明を行い補助金制度についても紹介し、市内の未処理の高濃度 P C B 廃棄物を減らしていく。
- (2) 蛍光灯安定器については、アンケートのフォローアップ調査を行い、引き続き P C B 含有の蛍光灯安定器を特定する。また、トランス、コンデンサについては、アンケートの督促調査までは完了しているため、アンケート未回答事業者に対して、更にフォローアップ調査を行う。
- (3) 複数回のアンケート調査及びフォローアップ調査にも未回答の事業者には、調査漏れ防止のため最終的な通知文書を送付する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P C B 廃棄物は定められた期限までに処分しなければならない</li> <li>・ 高濃度 P C B 廃棄物の処理を行っている J E S C O の操業には期限がある</li> <li>・ 高濃度 P C B 廃棄物は、計画的処理完了期限の 1 年前である処分期間を過ぎると、事実上処分することができなくなる</li> <li>・ その場合、法に基づく改善命令が発出され、これに従わない場合には 3 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることになる</li> <li>・ 複数回の連絡にも回答がなかったことから、高濃度 P C B 廃棄物及び高濃度 P C B 使用製品の掘り起こし並びに届出についての最終的な通知である</li> </ul> |
|--|

- (4) 処分期限まであと 2 年を切った状況において、代執行によるデメリットも含

めた広報を行うことにより、高濃度PCB廃棄物の早期処理について危機感を持ってもらうようにする。

## 6 今後のスケジュール

	掘り起こし調査 (トランス, コンデンサ, 安定器)	処分指導等
平成31年 4月	(安定器) ・アンケート回答事業者へ確認調査開始 ・アンケート未達事業者へ連絡先確認調査開始	JESCO 各処理事業所, 各局・区と 処理時期等を調整
令和元年 5月	(安定器) 連絡先を確認できたアンケート未達事業者 に対するアンケート調査 (約 1,400 件)	保管等状況届出書の提出を通知 (約 800 事業者)
6月		JESCO 未登録事業者への指導 処理困難事業者への指導
7月		電気使用安全月間説明会においてPCBの周知
8月		保管等状況届出書の未提出事業者 に対する督促
10月	(以下トランス, コンデンサ, 安定器) アンケート未回答事業者に対するフォロー アップ調査開始 (約 12,000 件)	
令和2年 3月	フォローアップ調査終了	
4月	アンケート未回答事業者に対する最終通 知	JESCO 各処理事業所と最終調整
5月		保管等状況届出書の提出を通知
7月		電気使用安全月間説明会においてPCBの周知
8月		保管等状況届出書の未提出事業者 に対する督促
令和3年 1月	未処理事業者への報告徴収・立入検査開始	
4月	未処理事業者への改善命令	
6月	未処理事業者への催告	
7月	未処理事業者への代執行	

## 7 周知

(1) 会報誌等による周知

- ・ 協力団体 京都府宅地建物取引業協会 (令和元年7月発送) (別紙1)

(2) ビラの配付

- ・ 対象 金属くず等の中間処理業者（29者）（令和元年6月）（別紙2）
- (3) チラシ
- ・ 平成31年2月に新聞掲載した窓口等に配架（別紙3）

## 8 課題

来年度中に、高濃度PCB廃棄物の処理契約委託を行わなかった事業者は、京都市による代執行手続きに進むため、できるだけ早い時期に保管事業者に処理の指導を行う必要があるが、以下の問題点がある。

- ・ PCB廃棄物等の保管等状況届出書を本市に提出している者の中に、処理費用が高額なため、JESCOへの登録手続きを行っていない事業者が存在している。
- ・ JESCOにおけるPCB廃棄物の処理費用については、最大で95%の負担軽減措置を受けることができるが、収集・運搬費については負担軽減措置がないため、PCB廃棄物の処理を躊躇している事業者がある。

いずれも処理費用に係ることであり、国（環境省）に助成制度の拡充を要望しているところである。

(参考) 代執行支援事業を行っている独立行政法人環境再生機構によると、北九州事業エリア（17県）では、代執行件数は14件、代執行処理台数116台、代執行処理重量3682.4kg、対象処理費用75,460,838円（このうち、3/4については、同機構から自治体への交付金額56,595,627円が交付されている）。1件当たり約539万円の代執行費用が掛かっている。自治体の実質的な負担額は、1件当たり約135万円となる。

令和元年 7 月

京都府内の宅地建物取引業者の皆様

京都府府民環境部循環型社会推進課  
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課**ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む機器の期限内処理に向けて（お願い）**

平素より、環境行政の円滑な推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、工場やビルなどの事業用建物に設置されている**変圧器、コンデンサー、照明器具の安定器**などの機器に使用されていましたが、昭和 43（1968）年の“カネミ油症事件”により多くの方の健康被害が発生したことから、昭和 47（1972）年に PCB を含む機器の製造が中止され、PCB を含む機器を保有する事業者は、法律に基づき、定められた処理期限までに当該機器を処分しなければならないこととなっています。また、これら機器を譲り渡し、譲り受けることについては、原則禁止されています。

京都府下におきましても、PCB を含む機器の所有・保管の状況の実態調査を行っているところですが、依然として多くの事業用建物で PCB を含む機器の所有・保管が新たに確認されています。

PCB を含む機器の所有・保管の有無については、宅地建物取引業法第 35 条により説明しなければならない重要事項に含まれておらず、宅地建物取引業者の皆様が自ら積極的に調査することまでは求められておりませんが、売却を依頼された事業用建物に、譲渡が禁止されている PCB を含む機器が存置されたまま、一緒に譲渡されることにならないよう、御留意いただく必要があります。

宅地建物取引業者の皆様につきましては、仲介・媒介する事業用建物に高圧受電設備（キュービクル）が設置されているなど、PCB を含む機器の存在が疑われるような事業用建物の売買に当たっては、売買当事者に対して、PCB を含む機器の所有・保管の有無について確認するとともに PCB を含む機器の期限内処理の必要性について注意喚起するなど、御協力をお願い申し上げます。

**【問合せ先】**

京都府府民環境部循環型社会推進課

電話：075-414-4717（京都市域を除く京都府内）

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

電話：075-366-1394（京都市内）

Q 1. PCB を含む機器とはどのようなものか？

A 1. PCB が含まれている**変圧器**や**コンデンサー**は、古い工場やビル等で使用されており、**安定器**は古い工場やビル等の**蛍光灯**などに使用されていました。なお、一般家庭の蛍光灯に PCB を使用したものはありません。

Q 2. 事業用建物の売買を予定しているが、PCB を含む機器が所有・保管されているかどうか分からない。どうすればよいか？

A 2. 事業用建物の売買契約を行う前に、高圧受電設備（キュービクル）などに**変圧器**や**コンデンサー**が設置されていないか売主に確認してください。

設置されている場合は、これらに PCB が含まれるかどうかを売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及び PCB 特措法（※）に従い、所要の手続を行うよう伝えてください。

また、売買する事業用建物が昭和 52（1977）年 3 月までに建築・改修されたものである場合には、PCB が使用された**照明器具の安定器**が設置されたままになっている可能性があるため、売主に対して十分に確認するよう伝える必要があります。

PCB を含む機器が発見された場合は、表面に記載の問合せ先に御連絡ください。

※ 正式名称は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法です。

Q 3. PCB 廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになった。保管していた PCB 廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいか？

A 3. PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて、原則禁止されています。

PCB 廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫などに、これらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することはできません。

違反した場合は、3 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。

Q 4. PCB を含む機器は再使用してもよいか？

A 4. 電路から一度外した PCB を含む機器は、電気事業法（電気設備に関する技術基準を定める省令第 19 条第 14 項）により、電路への再施設が禁止されています。

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト」を御確認ください。

PCB 早期処理 

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/> 

# トランス、コンデンサを 処分・リサイクルする前に PCBが含まれているか否かの確認を 必ずしてください。



- 処分・リサイクルしようとしているトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には有害物質である PCB\*が含まれているかもしれません! (\*ポリ塩化ビフェニル)
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である  
 PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。  
 PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として  
 売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。  
 PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、  
 厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。



### 処分・リサイクルする「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器について



所有者の方へ



まず、廃電気機器に  
 PCBが含まれているか否かの  
 調査をしてください。



鉄リサイクル業者の方へ



PCBが含まれている廃電気機器を許可なく  
 引き取ることは違法です。引き取る前に、  
 PCBの有無を必ず確認してください。

### PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

#### ■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月を  
 もとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)に  
 問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。

[http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)



銘板

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>



#### ■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記に問い合わせてください。

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651  
 [(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 内]

<http://www.sanpainet.or.jp/>



## 昭和53年以前の建物をお持ちの事業者の皆様へ 京都市からの重要なお知らせ

事務所、工場、店舗、倉庫、マンション共用部等にPCB含有安定器(コンデンサー)を使用した照明器具(蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯)があるかもしれません。下記の判別方法による対象事業者様は安定器の調査後、PCBの使用が確認された場合には、自治体への届け出と適正な処分が必要です。なお、確認の際には、感電のおそれがありますので、照明設備を管理している電気工事業者にご相談ください。

※PCBは、人の健康や環境への有害性が確認されている物質です。

(注1) 一般のご家庭は対象外です

2021年3月31日まで  
**PCB安定器を  
処分できる期限 あと2年**

改善命令違反者は3年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

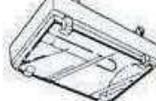
蛍光灯器具  
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具  
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具  
(トンネル用)



PCBについて詳しくは下記環境省HPでご確認ください。

【環境省】ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>



### 判別方法

昭和53年以前の  
事業所等の建物  
をお持ちですか？

はい

蛍光灯や水銀灯等の  
照明器具はありますか？

はい

照明器具は昭和32年から  
昭和47年までの期間に  
国内で製造されたものですか？

はい

安定器のPCB使用  
の確認が必要です。

お問合せ

京都市内の建物について ▶ 京都市環境政策局廃棄物指導課

京都府内の建物について ▶ 京都府環境部循環型社会推進課  
(京都市域除く)

TEL.075-366-1394

TEL.075-414-4718